

役員選任に関する内規（平成22年5月30日制定）

- （1）副会長は次期会長に選任されることを前提に選任する。
- （2）会長、副会長、会計を選任した地区は委員1名を補充選出する。
- （3）会長、会計を選任した地区は2年ごとに交代し、各地区の平等を期す。

別 表（平成22年5月30日制定）

|     | 平成 22 年 | 平成 24 年 | 平成 26 年 | 平成 28 年 | 平成 30 年 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 上町  | 副会長     | 会長      |         | 会計      | 副会長     |
| 中町  | 会計      | 副会長     | 会長      |         | 会計      |
| 下町  | 会長      |         | 会計      | 副会長     | 会長      |
| 赤地蔵 |         | 会計      | 副会長     | 会長      |         |

新別表（令和2年5月30日制定）

|     | 令和 2 年 | 令和 4 年 | 令和 6 年 | 令和 8 年 | 令和 11 年 | 令和 12 年 | 令和 14 年 |
|-----|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|
| 上町  | 会長     |        | 会計     | 副会長    | 会長      |         | 会計      |
| 中町  | 副会長    | 会長     |        | 会計     | 副会長     | 会長      |         |
| 下町  |        | 会計     | 副会長    | 会長     |         | 会計      | 副会長     |
| 赤地蔵 | 会計     | 副会長    | 会長     |        | 会計      | 副会長     | 会長      |

尚、令和16年以降は、令和8年からの順番を繰り返すものとする。